

議案第 1 0 0 号

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

人事院規則の改正に伴い，災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の額について見直しを行うため。

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年石岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	第11条第1項第1号に	巡回監視	1日につき710円
	規定する作業	応急作業等	1日につき1,080円
	第11条第1項第2号に	規定する作業	1日につき1,080円
	第11条第1項第3号に	規定する作業	1日につき840円
	第11条第1項第4号に	規定する作業	1日につき710円
	第11条第1項第5号に	規定する作業	1,080円を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて市長が定める額

を

」

「

災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	第11条第1項第1号に	巡回監視	1日につき950円
	規定する作業	応急作業等	1日につき1,440円
	第11条第1項第2号に	規定する作業	1日につき1,440円
	第11条第1項第3号に		1日につき1,120円

に

	規定する作業	
	第11条第1項第4号に規定する作業	1日につき950円
	第11条第1項第5号に規定する作業	1,440円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。